

第4節

自主・協働による環境保全活動の促進

1 環境経営の推進

1-1 県における環境経営の推進

(1) 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境にやさしいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001をツールとしてより積極的な取組を進めていきます。

(2) 環境調整システムの充実

環境調整システムの充実・強化を図るため、平成13年度に対象事業範囲や環境配慮検討書の様式の見直しを行い、「環境調整システム推進要綱」を改正するとともに、平成14年度からは、より効果的な検討を行うため、環境調整システム推進会議を設置したところです。

今後は、これまでの実施事例をもとにさらに環境調整システムの充実を図るための検討を行います。

1-2 市町における環境経営の促進

(1) 市町等におけるISO14001ネットワーク化の促進

市町の環境保全取組の向上に資するため、ISO14001をベースとした市町相互の情報交換の促進及び市町と県のネットワーク化を図る三重県自治体ISO14001ネットワーク化推進事業を引き続き実施します。

(2) 環境保全対策の推進に係る市町等に対する支援

生活創造圏づくりのために、広域的または先見性・創造性に富んだ環境保全対策を行う市町等を支援します。

1-3 事業者の環境経営の促進

(1) 小規模事業者に向けたEMS導入事業

小規模事業者の環境経営を促進するため、経費負担が少なく取り組みやすい環境マネジメントシステム（EMS）の制度の普及を一層進めます。

(2) 企業間連携の推進

「企業環境ネットワーク・みえ」会員企業が中心となり、企業間連携による廃棄物の効率的な再資源化や、地球温暖化防止への取組を進めるため、「廃棄物情報交換システム」や「企業環境ネットワーク環境情報交流サイト」などWEBサイトの運用や企業のコーディネーターとして環境技術指導員を設置することにより、企業間の情報交換や連携を促進します。

(3) 日本環境経営大賞の実施

全国の事業所等を対象に優れた環境経営の取組とその成果を顕彰する「日本環境経営大賞」の実施を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」を普及するとともに、環境に関する人材や技術のネットワークを構築し、県内事業所の環境経営の向上を図ります。

(4) 環境保全設備に対する支援

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し必要となる資金の融資を実施します。

(5) 環境ビジネスの育成・振興

ア 環境関連産業の振興

産学連携でセミナー等を実施し、企業が新たな事業活動のヒントを得る機会を提供する「みえ新産業創造・交流会」において、産学交流、企業間交流事業を実施するとともに、環境分野における事業化に向けて、より具体的なテーマで研究開発等に取り組む「サポート研究会」の取組を支援します。

イ 環境にやさしい生産技術の確立

持続的養殖生産確保法の施行により、漁業者自身による漁場環境の把握・維持が求められており、代表的な魚類養殖漁場において漁場環境を把握し、漁業者自身が簡便に調査できる漁場監視指標の検討や流速を考慮した漁場環境評価

の方法について検討します。

2 環境教育・環境学習の推進

2-1 環境教育・環境学習の拠点施設の活用

(1) 三重県環境学習情報センターの展示コーナーの充実

展示ホールに設置した月替わりの企画展示コーナーを利用して県内の環境に優しい取り組みを実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体などの活動を紹介します。

(2) 環境教育情報システムの運用

来館者が展示ホールにおいて身近な環境問題や地球環境問題を理解して、環境保全のための実践について楽しく学べる環境教育情報システムの運用に努めます。

(3) 環境図書の閲覧・利用の充実

環境学習情報センター展示ホールの図書コーナーを充実して、センターが蔵書している環境図書を来館者がいつでも閲覧、利用できるように努めます。

2-2 環境教育・環境学習の充実

(1) 環境教育・環境学習のプログラムの作成

学校教育や地域における社会教育現場などにおいて広く活用できる環境教育・環境学習を進めるプログラムを実践事業を通して作成します。

(2) 環境教育・環境学習情報の提供

県民だれもが気軽に環境学習できるようにホームページ「三重の環境と森林」の「環境学習の部屋」の充実を図り、リアルタイムで新鮮な情報を積極的に提供していきます。

(3) 環境教育・環境学習指導者の養成

広く環境に関する知識を身につけ、理解して、体験型、参加型の環境学習が実践できる指導者を養成します。

(4) 体験型による環境教育・環境学習の促進

次世代を担う子どもたちの環境保全意識を醸成していくため、小中学校の社会見学やこどもエコクラブ活動等を通じて、体験型による環境教育・環境学習の促進に努めます。

(5) 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備

宮川流域の身近な自然、歴史的文化資源等を対象とした宮川流域エコミュージアムを推進するため、フィールドの整備事業を支援するとともに、流域案内人（インタープリター）養成講座を実施します。

また、学校教育との連携を図り、学校週5日制や総合的な学習に対応した情報提供を行い、環境学習に努めます。

(6) 総合的な学習の時間等における教育の推進

各学校において、学年、教科・領域及び、総合的な学習の時間の連携を図った環境教育全体計画、年間指導計画を作成し、これに基づき地域や学校の実態・特性を十分に活かした横断的・総合的な環境教育を推進します。

(7) 「学校環境デー」の取組

県内の全学校・園では、「学校環境デー」（6月5日）を中心とした時期に、創意工夫した活動を行うことを通じて環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境作りや環境に配慮した望ましい行動がとれる児童生徒の育成を図ります。

(8) 環境教育指導者の養成

ア 環境教育リーダー養成研修会の開催

環境NPO、環境学習拠点施設の職員、一般県民を対象に、環境学習の手法についてのリーダー養成研修会を開催します。

イ 環境教育指導者の育成

子どもたちが学校で楽しみながら環境について学ぶことができるよう、教員を対象として、三重県教育委員会事務局研修分野（総合教育センター）において、体験や学習を通して学校現場に応用可能な手法を研修する講座「環境教育」を、専門研修の中で開催します。

3 地域における環境保全活動の促進

3-1 地域における自主的な環境保全活動の促進

(1) 自主的な環境保全活動の取組支援

三重環境県民会議の行っている三重県民活動発表会や地域の環境NPOとの地域交流会を通じ、自主的な活動を支援します。

(2) 「身近な自然を体験する県民デー」の開催

参加者が楽しみながら自然に触れることを通じて、水源の涵養や浄化等の自然が果たす重要な環境保全機能を学び、私たちの毎日の生活が自然に与える影響について考え、豊かな森林と水を大切にすることを育むため、県内の森林・里山・川・海を環境保全活動の場として活動しているグループ（市民活動団体、NPO、企業等）と協働で身近な自然を体験する県民デーを開催し、森林と水を考える環境県民運動を展開します。

平成18（2006）年度は、11月下旬に県内各地で開催します（詳細は未定）。

(3) 「こどもかんきょう体感フェア」の開催

次世代を担う子どもたちに向けて、新しい環境技術とのふれあいや市民レベルでの環境保全活動への参加・体験の場を設け、子どもたちが未来への希望を持ち、自ら考える機会を提供する「こどもかんきょう体感フェア」を開催します。

平成18（2006）年度は、四日市市鈴鹿山麓リサーチパークで平成18年7月29日（土）・30日（日）に開催します。

(4) 道路、河川等の清掃

道路については、路面清掃車による清掃を実施するとともに、「ふれあいの道事業」により地域住民及びボランティア団体等による一定範囲の草刈、清掃を支援します。

また、ボランティアによる道路、河川、海岸の清掃活動を支援します。

(5) 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、緑を育てる活動を通じて森林に親しみ、森林整備活動に参加したいと考える人たちを対象に、森林管理技術の向上を目的とした、森林ボランティア研修会を開催します。

(6) 宮川流域ルネッサンス事業の推進

宮川流域ルネッサンス事業基本計画及び第二次実施計画をふまえ、流域の住民や市町主導の取組を進めるとともに、普及啓発活動や住民との協働に継続して取り組みます。

3-2 各主体の連携による環境保全活動の促進

(1) みえ環境県民運動協議会

全県的に環境保全活動を展開している市民団体、NPO、企業等多様な主体と協働し設立した「みえ環境県民運動協議会」を中心とし、それぞれの役割に応じて機能分担しながら相乗効果を発揮させ、「新しい時代の公」の担い手として環境保全にかかる県民運動を推進していきます。

(2) 県民総参加エコポイント推進事業の実施

県民が行う電気使用量等の削減、レジ袋削減等自主的なCO₂排出削減活動を促進する地球温暖化防止をめざす環境県民運動を展開します。

(3) エコオフィス宣言運動

これまでに取り組んできた夏のエコスタイル（夏季の適正冷房と軽装勤務）を継続するとともに、これらの活動を含む地球温暖化防止活動であるエコオフィス宣言運動を展開します。

夏季の適正冷房と軽装勤務実施期間
平成18年6月1日から9月30日まで

(4) 三重県環境保全活動・環境教育基本方針の実践

平成17（2005）年6月に策定した「環境保全活動・環境教育基本方針」に基づき、モデル地域において、地域固有の素材を活かした環境教育実践プログラムづくりや、子ども向け環境マネジメントプログラムの導入に向けた学校と企業との調整など多様な主体の連携による取組を進めます。

(5) 環境を軸とした新しい地域づくりの促進

地域の住民、企業、NPOが協働・連携し、自分たちのまちにある人、物、施設など地域の資源を環境の視点から再発見し、それらの資源を活用したまちづくり構想の策定を進めるとともに、その実現に向けて取り組みます。

4 国際的な環境保全活動への協力・貢献

4-1 国際的な環境協力・貢献の推進

(1) 国際的な環境保全活動の基盤整備

ア (財)国際環境技術移転研究センター（I C E T T）への人的協力

環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全に資するために設立された（財）国際環境技術移転研究センターに対して、職員を派遣するなど人的な協力を行います。

イ アジア自治体環境支援プログラム

アジア自治体の環境改善を支援するため、選ばれた特定の自治体を対象に、環境改善計画策定、人材養成、専門家派遣、適地技術の移転等を有機的に組み合わせ、総合的にモデル事業を実施し、その成果をアジアの他の自治体へ波及させることを目的としています。

平成18（2006）年度は、過去4カ国（フィリピン・タイ・インドネシア・ベトナム）での実績を生かし、モンゴルにおいて事業を実施しています。

(2) 環境技術の移転の促進

中国河南省から研修生3名を受け入れ、(財)国際環境技術移転研究センター（I C E T T）において、近年、河南省で問題になっている産業公害の防止に関する技術研修会を開催するとともに、引き続き、河南省へ三重県担当者を講師として派遣し、現地研修を行います。

また、J I C A 草の根技術協力事業・地域提案型においては、河南省から研修生4名を受け入れてI C E T Tにおいて受入研修を開催するとともに、河南省へ三重県から講師2名を派遣し、環境教育分野における現地研修を行います。